

市第 69 号議案 横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正
市第 70 号議案 横浜市総合保健医療センター条例の一部改正
市第 71 号議案 横浜市スポーツ医科学センター条例の一部改正 について

1 提案理由

次の 3 つの条例に規定する各施設の利用料金について、平成 26 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられることに伴い、消費税及び地方消費税相当分に関する規定を改正したいので提案します。

【改正する条例】

- ① 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和 62 年 3 月横浜市条例第 16 号）
- ② 横浜市総合保健医療センター条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 25 号）
- ③ 横浜市スポーツ医科学センター条例（平成 9 年 10 月横浜市条例第 59 号）

2 改正内容

各条例の診療所の利用料金における規定のただし書中、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない診療以外の診療を受けるときの利用料金について、「1.05」の表記を「1.08」に改めます。

【参考】「横浜市総合リハビリテーションセンター条例第 9 条 新旧対照表」

現行	改正案
(利用料金) 第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。 (第 1 号から第 2 号の 2 まで省略) (3) 診療所を利用する場合は、次に掲げる額を合算して得た額 ア 一般診療(イからオまでに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。)を受ける場合は、次に掲げる算定方法又は基準(以下「算定方法等」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に <u>1.05</u> を乗じて得た額(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) (ア)から(ウ)まで、イからカまで及び第 4 号省略	(利用料金) 第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。 (第 1 号から第 2 号の 2 まで省略) (3) 診療所を利用する場合は、次に掲げる額を合算して得た額 ア 一般診療(イからオまでに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。)を受ける場合は、次に掲げる算定方法又は基準(以下「算定方法等」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) (ア)から(ウ)まで、イからカまで及び第 4 号省略

※ 横浜市総合保健医療センター条例第 9 条及び横浜市スポーツ医科学センター条例第 14 条についても同様の改正となっています。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

4 経過措置

当該改正は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金は、従前の例によります。

裏面あり

市第 73 号議案 横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部改正 について

1 提案理由

横浜市営墓地メモリアルグリーンにある芝生型納骨施設等の管理料について、消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部を改正したいので提案します。

2 改正内容

横浜市墓地及び霊堂に関する条例別表 3 のうち、芝生型納骨施設の管理料「8,000 円」を「8,220 円」に、合葬式樹木型納骨施設の管理料「60,000 円」を「61,710 円」に、合葬式慰霊碑型納骨施設の管理料「30,000 円」を「30,850 円」に改めます。

【参考】「横浜市墓地及び霊堂に関する条例 第 5 条の 2 第 1 項 別表 3 新旧対照表」

現行			改正案		
別表 3 (第 5 条の 2 第 1 項)			別表 3 (第 5 条の 2 第 1 項)		
種別	単位	管理料	種別	単位	管理料
(省 略)			(省 略)		
芝生型納骨施設	1 区画につき 1 年間	<u>8,000 円</u>	芝生型納骨施設	1 区画につき 1 年間	<u>8,220 円</u>
合葬式樹木型納骨施設	1 体につき 永年	<u>60,000 円</u>	合葬式樹木型納骨施設	1 体につき 永年	<u>61,710 円</u>
合葬式慰霊碑型納骨施設	1 体につき 30 年間	<u>30,000 円</u>	合葬式慰霊碑型納骨施設	1 体につき 30 年間	<u>30,850 円</u>

※ 現行の管理料は、5%の消費税を含んだ内税で設定しています。
 現行の管理料÷1.05×1.08=改正後の管理料 (10 円未満切捨て)

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

4 経過措置

当該改正は、この条例の施行の日以後の芝生型納骨施設の使用並びに合葬式樹木型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設の使用の許可に係る管理料について適用し、同日前の使用等に係る管理料については、従前の例によります。